

養父市及び朝来市消防広域化協議会だより

《平成24年2月14日第3回協議会開催》

消防署所の位置、名称等が決定

養父市及び朝来市は、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、住民の期待と信頼に応えられる消防体制の整備・確立を図ることを目的として、昨年8月に「養父市及び朝来市消防広域化協議会」を設立して消防広域化の協議を進めています。

今までの協議で、「広域化の期日」、「広域化の方式」、「消防本部の位置及び名称」、「消防本部及び消防署所の体制」、「一部事務組合の経費負担」等が決定されました。

この度、第3回協議会において、「消防署所の位置、名称等」が決定しましたのでお知らせします。

消防署所の位置、名称及び管轄区域

位置・名称・管轄区域	
朝来市和田山町枚田436番地1 朝来消防署	朝来市全域
朝来市生野町口銀谷222番地1 朝来消防署 生野出張所	
養父市八鹿町高柳173番地 養父消防署	養父市全域
養父市大屋町樽見549番地 養父消防署 大屋出張所	

消防団との連携の確保

- 1 消防団各種行事、会議(両市合同含む)等に、消防長、消防署長等の幹部及び担当者が参加する。
- 2 消防団との合同訓練・操法大会等は、消防署所ごとに、現状のまま継続し実施する。
- 3 消防本部と消防団との実情に応じた連絡通信手段を確保する。
- 4 大規模災害の発生時やテロ、武力攻撃等の緊急対応時には、市部局、消防本部、消防団が連携して最大限の消防力を発揮し対応する。

防災・国民保護担当部局との連携の確保

- 1 防災及び国民保護に関する措置については、消防関係機関との連携を強化し、円滑な活動を行うため、消防長、消防署長等が市の防災会議、国民保護協議会等の構成員として参画する。
- 2 災害対策基本法及び国民保護法に基づく消防本部への出動要請は、市長から本部長・連絡員を通じて消防長に出動要請する。
- 3 夜間・休日等における防災・国民保護業務について、初動時の連携体制などの強化を図る。
- 4 防災・国民保護担当部局と消防本部・消防署との連携確保のため、定例的な連絡会議の開催及び災害対策本部等に消防長又は消防署長等幹部

財産の取扱い

- 1 広域化前に養父市、朝来市が起債した地方債及び借入金、債務残高の取扱いについては、それぞれ当該借入れ団体の負担とする。
- 2 不動産の土地については無償貸付とし、建物については無償貸付又は無償譲渡とする。動産(車両・資機材)については無償譲渡とする。
- 3 養父市消防署所(建物)については、養父市が計画している耐震補強工事完了後、無償譲渡とする。

【お問い合わせ】
 養父市及び朝来市消防広域化協議会 (☎672-0120)
 または、養父市消防本部 (☎662-0119)
 ホームページアドレス (http://www.city.asago.hyogo.jp/fit/koukika_kyougikai/index.html)